

## 令和7年度 年末・年始時の道路工事及び道路占用工事抑制について

### 1 道路工事及び道路占用工事の抑制内容及び抑制期間

年末・年始時の港区道での道路工事及び道路占用工事において、掘削を伴う工事及び交通の通行に著しく影響を及ぼす作業は令和7年12月19日（金）午後6時までとし12月20日（土）から翌年1月4日（日）までの間、工事及び作業を中止してください。

なお、本復旧工事については令和7年12月21日（日）午後6時までに終了してください。

小規模掘削道路工事及び道路占用工事終了期限については、原則令和7年12月19日（金）までとし、やむを得ずこれを超える場合は各地区総合支所占用・掘削担当者の了解を得てください。了解を得たものについては、占用申請の記事欄に「港区○○地区総合支所 掘削担当○○氏と協議済み」と記載してください。

### 2 工事中止箇所の取扱い

工事抑制期間中、工事を中止する箇所については、次のとおりそれぞれの措置を特に強化してください。必要に応じて道路管理者及び所轄警察署長の確認及び指示を受けた上で、工事中止期間中は一般交通に開放してください。

#### (1) 工事中止箇所の補修等

工事中止箇所については、常に道路標識及び道路標示の点検、整備及び路面損傷部の補修並びに現場を十分に清掃してください。また、交通規制上不要な工事看板については撤去してください。

#### (2) 掘削跡の仮復旧

掘削跡の本復旧が不可能な場合は、道路管理者の指示する仮復旧をしてください。

#### (3) 覆工板による交通開放

復旧が困難で、やむを得ず覆工板で交通開放する場合には、当該箇所を常時点検・補修を行ってください。

#### (4) 交通に開放できない場合の措置

(1) から(3)まで以外の場合で、工事の工程上やむを得ず常設作業帯を設けたまま工事を中止するときは、作業帯を極力縮小して周囲に堅固な柵を設け、夜間は規定の保安灯を設置してください。

#### (5) 保安要員の措置

工事中止箇所では、保安要員が常時現場を巡回して、事故防止に努めて

ください。

#### (6) 突発事故に対する措置

工事中止箇所においては、応急用資材を常時備蓄し、事故の発生が予測されるとき又は事故が発生したときは、直ちに応急措置を行うとともに、道路管理者及び所轄警察署長並びに関係機関に通報してその指示を受けてください。

### 3 工事等抑制の特例

次の工事等は抑制を除外できるものとします。 なお、これに該当する場合であっても可能な限り抑制に努めてください。

(1) 道路法又は道路交通法に基づく安全施設に関する工事で急を要するもの

(2) 緊急（漏えい、漏水、破裂事故等の修理）工事等

(3) 道路管理者が日常行う道路維持作業

(4) 上記以外の工事で特別の事情によるもの

ただし、(4)の除外工事については、各地区総合支所まちづくり課、所轄警察署が協議の上、その取扱いを決定します。

### 4 その他

工事の施工に当たっては、工事抑制期間前に工事完了もしくは項目2の工事中止箇所の取扱いによる措置をするとともに、覆工板等により作業帯を一般交通に開放する工事については、あらかじめ抑制期間前に覆工等が終了するような万全な工程管理を行ってください。